

令和6年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

令和6年12月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田善行 係 長 吉川也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤惠三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
安全安心課長	曾谷博一	住民生活部次長	北典子
子育て支援課長	佐谷容子	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	峯川敏明	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	都市創生課長	福居哲也
上下水道課長	岡村智生	会計管理者	安藤晴康
教育次長	本庄徳光	教委総務課長	仲村佳真

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、10番、宮崎議員の一般質問をお受けします。

10番、宮崎議員。

○10番(宮崎和彦君) ただいま議長の許しを得ましたので、通告書どおり私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、都市計画道路についてですけど、JR法隆寺駅南側地区において、西和医療センターの移転と、その病院との相乗効果を発揮したまちづくりが計画されている中、当該地区の南側にある都市計画道路安堵王寺線の計画路線について事業化されていないまま残っているように思われますが、計画を見直す予定はございますか。

○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) おはようございます。都市計画道路安堵王寺線の計画の見直しについてのご質問でございます。

県が定める複数市町村にまたがる都市計画道路の見直しにつきましては、その存続の必要性について決定権者である県により、奈良県都市計画道路の見直しガイドラインに基づき令和4年度に一齐に見直し作業が行われ、各都市計画道路の存続・廃止の判断がなされました。

その中で、都市計画道路安堵王寺線につきましては、斑鳩町が奈良県とのまちづくり連携協定に基づくまちづくりを計画中のため、見直し対象から除外し、まちづくりの計画が定まった時点で改めて検証することとされ、現在、その扱いが保留されているところでございます。

このことから、町といたしましても今後、まちづくりの計画を進めていく中で、見直しの必要性について県と連携し協議検討してまいりたいと考えております。

○議長(中川靖広君) 10番、宮崎議員。

○10番(宮崎和彦君) これも西和医療センターに通ずる大事なアクセス道路だと思います。

私が前、都計審におったときは、田んぼの真ん中を16メートル道路を走らすより今

現在、三代川堤防を拡幅しておられるので、そのままやったほうが田園風景が残されて、まして費用も安く上がるんじゃないかと思うので、そのひとつを私は提案していましたが、それも検討していただきたいと思います。

それでは2番目の町道の水道について、ご質問させていただきます。

住宅の建築において、前面の道路に水道管が埋設されていない場合には、誰が整備するのか。また、埋設されている水道管の口径が小さく給水量が不足する場合、水道管の布設替えを誰がするのか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水道管の埋設工事についてのご質問でございます。

斑鳩町の水道事業は、昭和31年に創設して以後、平成7年に着手した第5次拡張事業まで浄水場や配水池、配水管の整備を実施して現在に至っております。

水道事業は公営企業であり、独立採算を基本に受益者負担の観点から、水道本管の延伸や、道路に埋設している水道管から宅地内へ引き込む給水管設置工事、水道容量が不足し、水道管の口径を変更する布設替え工事など、受益を受けられる方に工事を実施していただき、かかる費用のご負担をお願いしております。

なお、新設した水道施設につきましては、水道事業者に移管いただき、以後の維持管理につきましては水道事業者により実施いたしております。

以上の内容につきましては、令和7年4月に奈良県広域水道企業団に移管されましても同様であり、水道水の供給事業に努められるものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。口径の布設替えも受益を受けられる方ということなんですけど、細いところで多数開発されたときに早い者勝ちかなとは私もちょっと思ったんですけど、こういうことでしたら、まあ仕方ないかなと思います。

続きまして3番目、安全安心のまちについて、数々の議員さんが防犯カメラについていろいろご質問されたと思いますけど、私もちょっと防犯カメラというか、最近たくさん事件が起こっております。防犯カメラがあってもなくても起こるような事件もありますけど、あったほうがいいんじゃないかと。

私のつけている防犯カメラでも一度、警察が見させてくれということで来られましたけど、防犯カメラについて、斑鳩町では犯罪を未然に防ぐことを目的として通学路、街頭防犯カメラを設置されていると思いますが、通学路を含めた街頭防犯カメラ及び各公共施設に設置される防犯カメラの設置状況について、お尋ねします。

また、今後の防犯カメラの増設等について、斑鳩町のお考えを併せてお願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 防犯カメラの設置状況についてのご質問です。

現在、斑鳩町では、令和5年度末において29台の街頭防犯カメラを設置しています。また、令和6年度において8台を追加設置することから、令和6年度末の設置台数は合計37台となる計画です。このうち、通学路に設置している街頭防犯カメラは、本年度設置見込み分も含めて26台となります。

加えて、自治会においても本町の防犯カメラ設置事業補助金を活用され、これまでに19台の防犯カメラを設置されています。また、町の公共施設においても、施設内の秩序維持及び犯罪防止等のため防犯カメラを設置しており、現在24施設、合計115台の防犯カメラを運用しているところでございます。

今後における防犯カメラの設置につきましては、街頭防犯カメラにあつては、現在、運用しているカメラの効果検証を行い、最大限効果が発揮できるよう、西和警察署などの関係機関との協議を行いながら、効果的な場所を選定していくとともに、今後の増設の必要性につきましては、運用の状況を見る中で犯罪発生状況等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、公共施設における防犯カメラの設置につきましては、必要に応じまして設置してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 設置されている防犯カメラはかなり多くなってきたと思いますが、通学路といたしましても、子どもたちは行くときは集団登校なんですけど、帰るときは決まっているようで決まってないような下校時だと思うので、またその辺も十分、PTAとかまた住民さんの声を聞いて、ここが必要じゃないかということを検討していただいて防犯カメラを設置していただきたいと思います。

それでは次に、4番目の県管理の河川についてご質問させていただきます。

三代川では、JR法隆寺駅南側で改修工事が行われていますが、富雄川では改修工事が進んでいるようには思われませんので、三代川、富雄川それぞれの河川改修修繕事業の進捗についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県管理の河川の改修に関するご質問でございます。

事業主体であります奈良県郡山土木事務所に、三代川と富雄川の改修事業の進捗を確

認しましたところ、まず三代川につきましては、今年度、旧あつみビル前付近にて、昨年度に引き続き、護岸工事が行われるのに併せまして、安堵町の笠目地区に向かう道路、町道306号線との交差点部分にて河川横断の橋梁を兼ねたボックスカルバートの設置と護岸工事が行われます。

また、JR関西本線までの区間の事業用地取得状況でございますが、現在、残りの未買収となっている土地2件と、その土地に付随する建物、借家人に対する補償がそれぞれ2件ずつの合計4件につきましては、今年度と来年度に交渉を進めるとのことでございます。この交渉がまとまりましたら、JR関西本線までの区間の事業用地取得が完了しますので、それ以降、計画的に河川改修工事に着手される予定でございます。

次に、富雄川につきましては、今年度と来年度初旬にかけて安堵町管内の西安堵井堰から斑鳩町管内の阿波・興留共同井堰までの区間の護岸工事が行われます。

なお、斑鳩町管内では改修計画に伴う阿波・興留共同井堰の補償に関する協議と、高安地区内にある4つの井堰の統廃合に関する協議が継続的に進められております。

両河川ともに、その改修事業は町内の治水対策に大きな効果が得られますので、改修工事が早期に着手されますよう、今後とも奈良県との連携を密にしながら地元協議の調整や、用地交渉への同行など、河川改修事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ようやく前が見えてきたと思いますんで、これは長年の地元の方の要望じゃないかと思います。できるだけまだ溢れる可能性がありますので、どうぞ進めていただきたいと。また西和医療センターも来ますんで、アクセス道路にもなると思っていますので、どうぞ県と密に計画していただいて、やっていただきたいと思えます。

それでは5番目の最後になりますけど、大和川の河川の道路、拡幅の途中でしばらくの間、大和川堤防の道路の未整備区間の事業進捗が見られていませんが、この路線の整備事業に関する状況についてお伺いたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 大和川堤防道路、町道437号線の整備事業の進捗に関するご質問でございます。

当該路線の整備状況といたしましては、JR関西本線の城田道踏切から東に向いて順次、整備を進め、目安地区集落の中ほどまでの約1キロメートル区間の本線拡幅及び側

道整備が完了いたしております。この整備完了区間から県道大和高田斑鳩線との交差点までの区間につきまして、現在、関係機関及び地元調整に取り組んでおります。

当該事業の課題といたしまして、通常、河川ごとに決められた堤防の断面内は掘削や構造物の設置は認められておりませんが、未整備区間の約500メートルのうち整備完了区間から東側約50メートルの区間は堤防に家屋が近接しており、本線の拡幅や側道を設置するに当たり大和川の堤防断面に構造物が入り、河川管理者である大和川河川事務所との協議が難航いたしております。また、地元自治会との協議では、春日神社の木の伐採に対し反対意見もあり、各課題の解決に時間を要しております。

現在、春日神社から東向きに県道大和高田斑鳩線までの約200メートルの区間につきまして、令和4年度に側道の用地買収を完了し、令和5年度に側道の設置を完了するなど部分的に整備を進めているところでございます。また、来年度には春日神社から県道大和高田斑鳩線までの約200メートルの区間にて、拡幅工事の着手を予定いたしております。

昨今、本整備事業の財源である国庫補助金におきまして要望額を大幅に下回る内示となり厳しい状況が続いておりますが、当該路線は町内の幹線的な役割を担う重要な道路となりますので、河川管理者や地元自治会との協議を進めながら全線の整備が早期に完了できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。この道路もどっちかといえばまた西和医療センターができれば、またアクセス道路になるかなと思いますので、随時、検討していただいて早期につけていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、地震後の通電火災による大規模火災から住民の命と財産を守るため、感震ブレーカー購入設置への費用助成を実施することについてでございます。

感震ブレーカーにつきましては、平成30年6月議会におきまして、周知啓発についての一般質問をさせていただきました。今回、地震後の通電火災による大規模火災から

住民の命と財産を守るため、感震ブレーカー購入設置への費用助成を実施することについての質問をさせていただくことにいたしましたのは、総務省消防庁は、10月31日に感震ブレーカー普及に向けた検討会の初会合を開き、1月の能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災を教訓に住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針が出たからです。

石川県輪島市で起きました大規模火災は電気ストーブなどの電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられており、輪島市の住宅や朝市などの店舗約240棟が焼損をするという甚大な被害をもたらしました。

私が平成30年6月議会で一般質問をさせていただいたときに、「斑鳩町において火災による建物被害が最も大きいと予測される生駒断層帯に起因する地震が発生すると、斑鳩町内で地震による火災被害は焼失棟数が456棟に達するという被害予測がなされている」というご答弁をいただきました。

斑鳩町内におきまして甚大な被害が予測をされております。電気火災は、阪神淡路大震災や東日本大震災では、原因が特定された火災の半分以上を占めました。使用中の電気ストーブなど地震による停電で、そのときは火事を免れても電気復旧後に電気ストーブなどの電気機器に散乱した衣類や紙製品などに火が移り発火し、火事に至った事例がございます。

しかし、2022年の内閣府世論調査によりますと、「感震ブレーカーを設置している」と回答した人の割合はわずか5.2%ということでございます。

斑鳩町では、町主催の防災訓練などで感震ブレーカー等も展示をし、啓発をさせていただいておりますけれども、実際に設置している自治会などの取組みなどありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカーの設置を進めている自治会等の取組みについてのご質問です。

大規模地震時における火災の発生原因について、総務省消防庁の資料によると、東日本大震災における本震による火災で原因が特定された108件のうち、過半数の58件が電気火災の出火とされております。

このため、国では大規模地震時における電気を起因とする出火の発生抑制対策において感震ブレーカーの設置が効果的であるとして、その普及啓発に努められているところでございます。

そうしたことから現在、斑鳩町では地震等による復旧用の通電火災の予防対策として、地震等災害発生時には、電気のブレーカーを切って避難することを心がけていただくよう周知を行うとともに、感震ブレーカーの設置の有効性について、広報紙への記事の掲載、出前講座、防災訓練の際などを通じ、また奈良県広域消防組合など関係機関と連携を図りながら、その周知啓発に取り組んでいるところでございます。

なお、ご質問の感震ブレーカーの設置を進めている自治会が町内にあるかどうかまでは把握していない状況でございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。感震ブレーカーの設置が進まない背景には、認知度の低さや、出火防止効果を実感しづらいことがあるのではないかとおっしゃっております。

感震ブレーカーは分電盤に内蔵、外付けするタイプや、おもりやバネの力でブレーカーを落とす簡易タイプなどがあり、震度5強相当の揺れで作動いたします。

地震が起こったとき、「自分や家族の身の安全を確保することが精いっぱいブレーカーを切断する余裕がない」「ブレーカーが天井近くの高い部分に配置されていて、台に登らないとブレーカーに届かない」などが考えられます。特に、木造住宅密集地などでは初期消火が遅れて被害が拡大し、延焼の拡大のおそれもあります。

木造住宅密集地には感震ブレーカーの普及が急務と思われれます。感震ブレーカーが普及しやすいように購入設置への費用助成についてのお考えを伺います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカー購入費用助成の実施についてのご質問です。

地震による大きな揺れを感じた際に自宅内の電気ブレーカーを自動で切ってくれる感震ブレーカーは、電子機器や照明器具などからの出火や、停電が復旧した際に起こる通電火災を防ぐ上でその設置は有効な手段ですが、最も重要なことは電気ブレーカーを切って避難していただくことだと考えております。

こうしたことから、町としては引き続き、感震ブレーカー設置の有効性に併せて、電気ブレーカーを切ってから避難することの周知啓発に重点を置きまして、その取組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 木造住宅密集地の多くは緊急車両の通行にも支障のある狭隘な道路環境や、家屋の倒壊等による避難路となる道路がふさがれる、そういう可能性もあ

ります。地域の根本的な防災力向上のためには、ハード面でも道幅を広げるなど時間がかかります。

南海トラフ地震等の切迫性を考えたときに、ソフト面として感震ブレーカーの普及対策は非常に有効なものと考えます。感震ブレーカーが広く知れ渡り設置につながり、住民の皆様の命と財産が守られますように、対策をよろしく願いをいたします。

二つ目の質問でございます。ペット同行避難訓練の実施についてです。

ペット同行避難については、令和3年9月議会の一般質問におきまして質問をさせていただきました。そのとき要望させていただきましたのは、「ペットを飼っておられる住民の皆様に災害時に慌てることなく、ペットと安心して避難所などに避難できるように、災害時のペット同行避難について、避難用品の準備、しつけや避難所での生活などについて分かりやすくお知らせできるパンフレットなどを作成し、犬の登録や予防接種の機会に配布し周知啓発に努めていただきたい」とお願いしたところ、とても分かりやすい内容でパンフレットを受け取ってくださった住民の方から、「とても分かりやすい」と、このようにお答えをいただきました。

そしてこのパンフレットですが、「始めようペットの災害対策、日頃から備えましょう」のタイトルで、ペットのためのドックフードや水などの備蓄品の用意、災害時にはケージやキャリーバッグの中に入ることが多くなるため、日頃からのしつけ、ワクチンの接種などについて、大変に分かりやすい内容になっております。

町で作成していただいたこのパンフレットに記載されていますように、ペット同行避難はキャリーケースに入れるなどして、全ての町の指定避難所で受け入れが可能でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ペット同行避難可能な施設についてのご質問です。

本町では全ての避難所においてペット同行避難は可能となっております。ただ、ペットを連れてこられた場合、避難された人の中には動物アレルギーをお持ちの方もおられることから、屋内ではなく屋外の軒下等でケージに入れてもらう等の対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。環境省の災害時におけるペットの救護対策ガイドラインには、災害に備えた平常時の対策として、「飼い主は避難指示が出た場合に備え、災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておくこと。避難所にペッ

トを連れていく際の注意事項もあらかじめ管轄の自治体に確認しておくこと。実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所をチェックしておくこと」などが記載をされております。

全国の自治体の中には防災訓練に併せて、ペットとの同行避難訓練を実施して、飼い主の方とペットの災害対策について情報を共有し、啓発に努めているところもあります。

ペットの災害対策として、当町で作成されたパンフレット「始めようペットの災害対策」を活用して、いざという時のためにペットの同行避難訓練を実施して、飼い主とともに安全に避難できるように備えるお考えはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ペットの同行避難訓練についてのご質問です。

ペットの同行避難訓練は、平時における訓練として非常に重要であると認識しているところでございます。家族同然のペットを救うお気持ちも分かりますが、過去の震災では、一旦避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻った際、災害に巻き込まれた事例もあったとの報告もされております。

そうしたことから、本町における災害時のペット同行避難を行う場合にはどのような形がよいのかなどについて、今後、職員を対象として実施する避難所開設運営訓練などを通して、その検討を行ってまいりたいと考えております。

また、本町が作成したペットの災害対策に関するパンフレットの配布などを通して、引き続き、その周知・啓発に努めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。災害時に人もペットも安心して避難できるように、日頃からの訓練や心構え、準備は大変重要です。前向きな具体的なお検討をよろしく願いをいたします。

3番目に、気象防災アドバイザーの活用について質問させていただきます。

気象防災アドバイザーは、気象台での防災業務に係る部局の管理職経験など要件を満たした気象庁退職者または気象予報士の資格を有し、気象庁が実施する気象情報アドバイザー育成研修を修了した者で、言わば気象に関するスペシャリストです。

広島県で77人が犠牲になった2014年の土砂災害で、広島市の避難勧告発表が遅れたのを受け、2017年度に運用が始まりました。

この任用形態は、非常勤職員や災害時に限定したスポット任用条件で勤務するなど、

自治体によって異なります。平時は、自治体内での研修や住民への啓発活動を担い、災害時には、自治体の長に気象情報の解説をしたり、避難情報発表の判断を進言したりします。頻発化、激甚化する台風やゲリラ豪雨などの自然災害などに対応するために、気象のプロの存在は自治体にとってなくてはならないものです。

愛知県の豊田市の気象防災アドバイザーは、今年6月2日に「日本列島台風接近に伴い、豊田市上空に線状降水帯が形成される可能性もある。また、1時間に50ミリの非常に激しい雨が想定される」と豊田市の防災対策課にメールを送り、市は対策会議を開催、市民の命を守るため市内の全小・中学校を臨時休校する方針を決定、アドバイスが的中をして、線状降水帯による激しい大雨で河川の氾濫、土砂崩れが相次ぎ、市内で100件超の建物に被害が出ました。

一級河川の矢作川も氾濫寸前にまで増水いたしました。学校は全て休校、市内に避難指示を素早く発令をしていましたので、人的被害は1人もいなかったとの事例がございます。

斑鳩町としても住民の皆様方の生命財産を守るため、気象防災アドバイザーの活用をご検討いただけないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 気象防災アドバイザーの活用についてのご質問です。

質問者がおっしゃるよう最近では台風の多発、線状降水帯の発生や天気が急変して突発的な豪雨になるなど、過去の状況から予測がつかない事態が発生しております。

こうしたことから本町では、気象庁とは地区別防災訓練時などの出展や、台風の接近が見込まれる際には、ホットライン電話により気象状況の詳細等について教示いただくなど、平時有事を問わず情報の共有と連携を図っております。

また、災害発生時には気象庁の職員が地方自治体に派遣される気象庁防災対応応援チーム（JETT）の制度が導入されているところでございます。

さらには、国土交通省とは、大和川河川事務所所長と町長とのホットラインが確立されており、災害が発生する可能性がある場合には、避難情報の発令に伴う基礎情報の提供をいただくこととなっております。

ご提案の気象防災アドバイザーの活用につきましては、災害時の対応に重要なことであることから、近隣市町村の動向を見ながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。昨今の気象状況は局地的またゲリラ的な大雨や洪水、線状降水帯、そして地球の温暖化のため大型化する台風といまだ経験したことのない気象状況が私たちを待ち受けております。

住民の皆様の生命財産を守るために、気象防災アドバイザーの調査研究を進めていただくよう、よろしく願いをいたします。

最後に、東洋シール横の自転車道について、質問をさせていただきます。

住民の方から「東洋シール横の自転車道が途中で切れており、自転車道の切れたところから自転車が急に飛び出してきた、車とぶつかりそうになるなど危険なときがある。この自転車道を町内外の方たちに安心して利用してもらいたい。自転車道を整備してつなげてもらいたい」と、こういうご要望、お声をいただきました。

この自転車道を整備してつなげていくための今後の見通しについて、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車道の整備に関するご質問でございます。

東洋シール工業株式会社本社工場の東側、富雄川の右岸を通る自転車道は、ならクル「せんとの道」ルートですが、ご質問の未整備区間については、町といたしましてもこれまでに整備に向けた要望を継続的に行いながら、隣接関係者に協力の説明を行い了解を得るなど、事業推進に向けた準備を整えておりました。

それに対して、事業主体であります奈良県郡山土木事務所も整備工事に係る設計や工法の検討などを進めておられました。

今年度、改めて郡山土木事務所に未整備区間の整備の見通しについて確認いたしましたところ、奈良県の自転車道整備といたしましては、「まずは既存の施設を活用しながら、より安全で快適に通行できるためのソフト対策を優先する方針であり、未整備区間につきましても、現状の施設の中で路面標示など安全で快適な自転車道の利用に必要な対策の実施を検討する」との回答でございました。

今回の回答では、以前から協議して進めてきた内容と異なっており、町といたしましても了解できるものでないことから、改めて町から整備の実現に向けて、県との協議や要望を行っていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。住民の皆様の斑鳩の、この自転車道をつなげてほしいという思いを実現できますように、県との協議要望をよろしく願いを

いたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず私の質問、1番目のファミリーシップ制度についてお伺いをいたします。

この質問をさせていただく前に一言申しあげます。それはこの質問がパートナーシップやファミリーシップの宣誓が実現することが決してゴールではなくスタートであると、私は思っております。

それでは、そのスタートの質問をさせていただきます。まず第一に、パートナーシップに加えファミリーシップの宣誓制度が日本全国に広がりつつあります。制度実施の自治体間で転居時にスムーズに手続きができるようにもなっておりましました。

全国の実施状況を、まずお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度、自治体間連携の全国における実施状況についてでございます

現時点で把握している情報としまして、まず、パートナーシップ制度につきましては、全国で約470自治体で導入されており、うち奈良県内では11自治体で導入されております。

次に、そのうちパートナーの宣誓をした2人の近親者、子どもや親を家族として認めるように制度を拡張したファミリーシップ制度を導入している自治体は全国で約216自治体でございます。奈良県内では2自治体、奈良市、天理市で導入されております。

そして、パートナーシップ制度の自治体間連携を実施している自治体数は全国で169自治体となっており、うち奈良県内では斑鳩町を含めまして7自治体でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございました。概算ですけれども、全国の自治体数は約1,718で、そのうち市は792、町については743、村は182というのが2023年度の報告にございました。

このうち、先ほどお答えがありましたパートナーシップ制度の実施は470自治体ですので、全国の自治体の37%に当たると思います。また、ファミリーシップ制度の実施は210自治体という回答でございましたが、これは全国の8%弱と、概算ですが聞いております。これは今、全国で日々、取組みが進んでいることを大きく示していると私は思います。

質問を続けます。②として、斑鳩町のパートナーシップの現況はいかがでございませうか。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） 斑鳩町におけるパートナーシップ宣誓制度の宣誓状況についてでございますが、令和5年4月1日の制度開始以降、現在までで宣誓件数はゼロ件で宣誓はございません。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ゼロ件というご回答でございました。

斑鳩町でのパートナーシップ宣誓はないとのお答えでございますが、私は町がいつでも受け入れる準備を整えたことを評価しています。スタートを切っただけこそ住民へ町が一人ひとりの尊厳を守る姿勢を示すこととなるのではないのでしょうか。

次、3番の質問をさせていただきます。パートナーシップ宣誓の実施時に、この当事者に対しての支援やまた配慮について、町の考え方をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） パートナーシップ宣誓の実施時における宣誓者への支援や配慮についてでございます。

本町では斑鳩町パートナーシップ宣誓制度の宣誓実施時において、宣誓される方のプライバシー保護の観点から、ご希望の状況に応じまして個室での対応を行うなど、十分配慮することとしております。

また、その他宣誓に係る問合せや手続き等におきましても、本人のプライバシーが守られるよう十分配慮し、本人の意向や希望などを伺いながら、不安や心配などがあれば解消されるよう適切に対応することとしております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。丁寧な対応をしてくださっていること大変、重要であると思っておりますが、今、回答にありましたプライバシー保護の対応、大変重要なものでございます。しかし、それは一方で、まだまだ同性パートナーへの偏

見が存在することを物語っているのではないでしょうか。

④の質問をさせていただきます。パートナーシップ・ファミリーシップについては年齢に関係ありませんが、特に宣誓者の未成年の子どもに不利益が生ずる例が多々あります。よく例に示されることに、未成年の子どもの、例えば医療手術などについて親の承諾等が必要なときなどが紹介をされています。こういったことについて、町の見解はいかがでございますか。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） 宣誓者の未成年の子どもの不利益などについての町の見解についてのご質問でございます。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度自体におきまして不利益、特に、宣誓者の子どもに不利益が生じるといったことはないと考えておりますが、パートナーシップ・ファミリーシップ制度は法律上の婚姻ではなく、自治体独自の制度でありまして法的な効力がないことから、先ほど議員が言われたようなこともございますし、パートナーに遺産相続させることや、パートナーの子どもの親権者になることなどはできないということになっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。法律上の婚姻ではないことは十分承知していますが、今、全国の自治体でパートナーシップ・ファミリーシップの制度を実施するところが急増しております。

日本国ではまだまだこのゴールが見えていませんが、私の質問の冒頭に申しあげたことについて重ねて申しあげます。

今年の10月に東京高裁が同性同士の結婚を認めないことは差別的であり、憲法に違反すると断じました。昨年3月の札幌高裁に続いて2度目の高裁での違憲判決でございます。

性的指向は本人の意思で選択・変更できるものではありません。性的指向が同性だからとパートナーと家族になれず、相続権や配偶者控除なども認められません。コロナの病院で家族と認められず、愛する人の最期にさえ立ち会えなかった同性パートナーもいらっしゃいました。こんな不都合と悲しみが同性カップルに重くのしかかるのは個人の尊厳、婚姻の自由の侵害であり、法の下での平等に反するものでございます。

⑤として質問させていただきます。世界各国では婚姻として認められる国も多々ございます。斑鳩町でのファミリーシップ宣誓制度の実施を強く私は求めます。

そして、次のステップをも視野に入れることを強く要望いたします。

○議長（中川靖広君） 要望でよろしいですか。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ぜひともこれからのファミリーシップ宣言制度の実施を斑鳩町でもしっかりと位置付けて実現させていただきたいと要望しておきます。

答弁していただけますか。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） ファミリーシップ宣誓制度の実施についてでございます。

本町ではすでにご承知のとおり、町民一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重し合える社会の実現を目指すことを目的に、令和5年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を実施しております。

まずは、本制度の実施、円滑な運用と周知を図ってまいりたいと考えておりますが、今後、奈良県や他市町村の状況、広域的な運用・連携、また本町におけるパートナーシップ宣誓の状況なども踏まえる中で、パートナーの宣誓をした2人の近親者、子どもや親を家族として認めるファミリーシップ制度の実施につきまして、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ぜひとも進みますようによろしくお願いたします。1番の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、2番の感震ブレイカーの普及と購入助成についてお伺いいたします。

先ほど、同じ類似の質問もありましたので簡潔で構いませんが、ぜひともお答えいただきたいです。

①といたしまして、訓練や講演を通じて防災への関心が高まっております。避難時に持ち出すものを準備し、事前に余裕を持って避難するのではなく、急な地震等により家から飛び出るのが精いっぱいな状況も考えられます。

火災を防ぐために、ブレイカー、電源を切るのが必要です。防災訓練でも展示や説明がございました。住民の関心はどうでしたか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 先般、実施した防災訓練での感震ブレイカーに対する住民の関心についてのご質問でございます。

本年11月10日に開催した令和6年度斑鳩町防災訓練では、奈良県広域消防組合西

和消防署、関西電力送配電株式会社さんにご参加をいただき、その出展ブースにおいて、感震ブレーカーの模型展示を行っていただき、その普及啓発を行ったところでございます。

展示ブースを訪れた来場者の関心も高く、設置方法や費用など熱心にお聞きされていた様子について、出展された団体の担当者からもお伺いしております。

今後におきましても、防災訓練などを通じて多くの皆さんに感震ブレーカーを知っていただく機会づくりに努め、より一層の周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。以上です

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。私も防災訓練に参加させていただきました。かなりの方が来場されていたように感じました。そして、子どもたちも大人も、大変楽しんでおいででした。感震ブレーカーの製品も以前に比べ豊富になってきたように感じました。

次の2の質問をさせていただきます。この感震ブレーカーですけれども、住宅内のブレーカーは一定の高さに設置されていますが、高齢者や障がいのある方は手を伸ばしても届かない状況があります。

また、地震で物が散乱し近づけないこともあるでしょう。町での周知啓発はいかがでございますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカーに関する周知啓発に関するご質問です。

先の一般質問でご答弁をしましたように、大規模地震時における火災の発生原因について総務省消防庁の資料によると、東日本大震災における本震による火災で原因が特定された108件うち過半数の58件が電気関係の出火とされています。

このため国では、大規模地震時における電気を起因とする出火の発生抑制対策において感震ブレーカーの設置が効果的であるとして、その普及啓発の促進に努められています。そうしたことから、現在、斑鳩町では地震等による復旧後の通電火災の予防対策として、地震等災害発生時には電気のブレーカーを切って避難することを心がけていただくよう周知を行うとともに、感震ブレーカーの設置の有効性について、町広報紙への記事の掲載、出前講座、防災訓練の際などを通じ、また、奈良県広域消防組合など関係機関と連携を図りながら、周知啓発に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。町の広報に感震ブレーカーの写真であるとか注意書きがございます。見せていただいております。

しかし、その中でこのブレーカーについて「詳しくは西和消防署へ」と記載されて、西和消防署の電話番号も載せていただいております。町の担当課でも分かることについては、ぜひともこれまでどおり対応をお願いしたいと思っております。

③として質問させていただきます。感震ブレーカーの種類等で価格には大きな差がございます。精度の差もございます。購入への助成が設置のきっかけとなります。

防災への一助に、購入助成を実施されるよう要望いたします。いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカー設置費用の助成についてのご質問です。

先の一般質問でご答弁をしましたように、地震による大きな揺れを感じた際に、自宅内の電気ブレーカーを自動で切ってくれる感震ブレーカーは、電子機器や照明器具などからの出火や、停電が復旧した際に起こる通電火災を防ぐ上で、その設置は有効な手段ですが、最も重要なことは電気ブレーカーを切って避難していただくことだと考えております。

そうしたことから、町といたしましては引き続き、感震ブレーカー設置の有効性に合わせて、電気ブレーカーを切ってから避難することの周知啓発に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。④としてお尋ね申し上げます

地域でまとまったの設置を実施している自治会もございます。火災では隣接する家屋への類焼も懸念されます。町の積極的な防災の取組みとして検討されたいです。いかがでございますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカー設置に関する斑鳩町の取組みについてのご質問です。

先の一般質問のご答弁と重複いたしますが、今後におきましても引き続き、感震ブレーカー設置の有効性について、そして奈良県広域消防組合などと連携を図りながら、その周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 奈良県では、お近くの広陵町での助成の実施がございます。斑

鳩町でも調査検討され、補助の実施につなげていただきますよう要望をいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続いて、次の質問をさせていただきます。

3番の登校時の通学路への車乗り入れについてお伺いをいたします。

①といたしまして、車の乗り入れに対して、「ご遠慮ください」との表示板が設置されていますが、法的な規制等はどのようになっていますか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 小学校や中学校の通学路上に設置をされております、児童・生徒の登校時間に車両の通行についてご遠慮くださいという趣旨を表示をしております、車両通行の抑制協力表示についてのご質問でございます。

この車両通行の抑制協力表示につきましては、主に朝方・夕方の交通量が多い時間帯に国道などの渋滞を回避するための抜け道として利用される通学路上において、児童・生徒が安全に登校できるよう、運転手の方に車両の通行の抑制協力を求める趣旨で本町や地元自治会が主体となって設置をしているものでございます。

この表示は車両通行止めや車両進入禁止のような法令に基づく規制標識ではないため法的な拘束力はなく、違反に対する罰則の適用等はございません。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。法的な拘束力はないとのことですが、町民の皆さんは大変協力をされています。該当する通学路に隣接してお住まいの方は、自分の車は通行は致し方ないけれども、徐行するなど十分に減速しておいでです。しかし、急いで通り抜ける車もあるのが現状でございます。困惑をされています。

②としてお伺いいたします。町内での設置は何ルート、区間の両端等の設置ですか。また、設置者がいろいろとございます。お願いしている時間が違うなども今ございます。町外の車の乗り入れも恒常化しています。子どもたちの安全を最優先するための町としてのお考えをお聞きします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 車両通行の抑制協力表示の設置状況と通学路における子どもたちの安全対策についてのご質問でございます

初めに、車両通行の抑制協力表示の設置数及び設置箇所でございますが、現状、本町が把握しておりますものは8か所となっております。

また、設置場所につきましては、竜田川にかかる河藪橋東側の交差点に1か所、国道

25号の猫坂交差点から斑鳩町役場西側に至る龍田街道沿いに6か所、斑鳩町役場南西交差点の1か所となっております。

次に、看板の設置者についてでございます。斑鳩町教育委員会が設置をしておりますものが7枚、地元自治会と斑鳩町、西和警察署の連名のものが1枚となっております。

また、車両通行の抑制協力表示の設置位置についてでございますが、主に国道などからの抜け道として車両の流入量が多い通学路において、車両の抜け道となる道路の起点付近に表示をしており、必ずしも抜け道の両端に設置をしているものではございません。

なお、通行抑制を求める時間帯につきましては、地域によって児童生徒の登校時のそれぞれの地点を通過する時刻、時間が異なりますことから、その時刻、時間に応じて、通行抑制の協力を求める時間を表示をしておるところでございます。

具体的には、河藪橋東側の交差点に設置の看板は、午前7時から午前8時まで、龍田街道沿いの役場南西交差点に設置の看板につきましては、午前7時30分から午前8時30分までとなっております。

通学路に対する安全対策につきましては、斑鳩町通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検の実施や、通学路安全推進会議を開催をいたしまして、危険箇所についてグリーンベルトの設置や路面標示などの安全対策を行っているところでございます。

ただいまご質問いただいております、車両通行の抑制協力表示の設置や児童生徒への安全教育の実施、また学校安全ボランティアやPTAの皆様のご協力によります立哨等、様々な取組みを複合的に実施をしていくことによりまして、引き続き、通学時における子どもたちの安全確保を図ってまいりたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。何より安全が最優先でございます。

最近では車やスマホによるナビゲーターにより、狭くても早く進める道路を選んで通行する車が多くいらっしゃいます。時間に余裕のない運転が引き起こす事故も全国では絶えません。より一層の安全対策をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩します。

（ 午前10時00分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目ですけれども、豪雨災害から住民の命を守る対策について質問します。

平成30年7月に、西日本豪雨では西日本を中心に河川の氾濫などで263名の方がお亡くなりになりました。国の防災会議は平成30年7月、豪雨を踏まえた水害、土砂災害からの避難の在り方について、行政主導の避難対策の見解を明らかなものとし、

「国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しい。行政は万能ではありません。皆様の命を行政に委ねないでください」と報告されています。

その後も令和元年8月、長崎、佐賀県、福岡県にかけて線状降水帯が発生し6千棟を超える床上・床下浸水の被害、令和2年7月の熊本豪雨では、死者86名などの大きな被害を受けました。

令和3年8月、西日本を中心に5千棟を超える床上・床下浸水、令和4年8月には東北地方、北陸地方を中心に大雨となり、山形県最上川が氾濫し、令和5年7月、梅雨前線による大雨により日本各地で被害が発生しています。

温暖化により、毎年、各地で起こっている集中豪雨や線状降水帯が発生し、奈良県も例外ではなくいつ発生するか分かりません。

大和川流域総合治水対策として、遊水地などの水を溜める対策を実施していますが、まだ道半ばです。大和川、富雄川、竜田川、三代川が決壊した場合、斑鳩町の被害想定をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 大和川などの河川が決壊した場合の斑鳩町の被害想定についてのご質問です。

これら河川が決壊した場合の被害想定については、被災家屋数や被災者などといった詳細な被害想定といったものは地震災害とは異なり、いずれの機関においても発表されていませんが、その浸水想定として12時間の総雨量が316ミリメートルの条件でシミュレーションをした浸水想定区域を斑鳩町ハザードマップで示すとともに、これに対応して風水害に関する災害発生の目安や避難行動判定フローなどを掲載しているところがございます。

なお、本町域の浸水想定区域としては、主に町域の南部及び東部地域を中心に、町域の4分の1程度が浸水するものと想定されています。

具体的には、いかるがホール東側入り口で1.7メートル、斑鳩南中学校正門で3.2メートル、あわ保育園で0.4メートル、東公民館で0.6メートル、JR法隆寺駅で0.6メートル、斑鳩東小学校正門で0.6メートル、斑鳩東幼稚園で0.9メートル、東老人憩いの家で0.7メートル、生き生きプラザ斑鳩北側入り口で2.7メートル、法隆寺国際高等学校正門で0.4メートル、西老人憩いの家で3.5メートル、斑鳩西小学校正門で3.4メートル、西公民館で0.9メートルの浸水が想定されているところがございます。

なお、これら施設につきましては、令和5年度において想定浸水深を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を設置しているところがございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。12時間の総雨量が316ミリメートルで、大和川に近い小・中学校、斑鳩南中学校正門で3.2メートル、斑鳩西小学校で3.4メートルと学校で3メートルを超える浸水被害が想定されています。

学校ごとの休校・休園などについては早めに決定をして、命を守る対策をお願いしたいと思います。

次に、大和川流域に集中豪雨や線状降水帯が発生した場合、斑鳩町のタイムラインについてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町のタイムラインについてのご質問です。

本町では、台風の接近・上陸に伴う大和川、大和川水系の竜田川、富雄川の避難指示の発令等に着目した防災行動計画、いわゆるタイムラインを平成27年8月の内閣府の避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインを参考に、大和川河川事務所などとともに作成しております。大和川のタイムラインで申しあげますと、台風の接近・上陸に伴い、氾濫発生が認められると判断される場合、本町では24時間前までに庁内体制の確認、町消防団への注意喚起を行い、その後、気象水位情報を把握しながら警戒態勢を順次、整えます。

具体的には、台風が直撃して集中豪雨等が予測される場合、台風の接近前にあらかじめ自主避難所を開設いたします。その後、安堵町と大和郡山市の行政境付近に設置されている板東水位観測所の水位が、3.5メートルを超えた場合、氾濫発生が見込まれる

3時間前であると判断して、避難所を開設し、対象となる住民に対し高齢者等避難（警戒レベル3）を発令いたします。

次に、同観測所の水位が4.1メートルを超えた場合、氾濫発生が見込まれる2時間前であると判断して、避難指示（警戒レベル4）を発令し、対象となる住民全員に速やかな避難を促します。

その後、同観測所の水位が4.7メートルを超え、目安の大和川堤防の天端に水位が到達すれば、対象となる住民に対して緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、直ちに安全な場所で命を守る行動を取るよう呼びかけすることとなっております。

なお、避難情報の伝達方法といたしましては、それぞれの段階においてデジタル防災行政無線システムによる音声放送、防災情報メール、LINE、テレビ・ラジオの報道、広報車による呼びかけ、自治会等への情報提供などを通して、住民の皆さんに避難情報をお伝えすることといたしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町タイムラインに沿って発令された情報が確実に住民に伝わり、住民がそれぞれの状況に応じた行動ができるよう、発令した情報の伝達方法への配慮もよろしくお願いいたします。

次に、大和川、富雄川、竜田川、三代川の決壊に備えて、避難誘導計画についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 河川の決壊に備えての避難誘導に関するご質問です。

初めに、避難誘導體制についてです。避難誘導體制として、斑鳩町では国が策定した避難勧告等判断伝達マニュアル作成ガイドラインを参考にしながら、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を明確にした避難指示と判断伝達マニュアルを作成しております。

また、町は躊躇なく避難指示等が発令できるように、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明示する職員用災害マニュアルを作成するなど、全庁あげた体制の構築に努めているところでございます。

次に、避難指示等の発令の判断基準についてです。先ほどのご答弁と重複いたしますが、それぞれの河川におきまして避難指示等の発令の判断基準を定めております。

避難指示等はその判断基準を参考に、避難判断水位、氾濫危険水位などの水位情報、今後の気象予測や河川巡視等からの報告、夜間や暴風の中での避難などの避難行動の難易度などを含めて、総合的に判断して発令することといたしております。

次に、避難誘導についてです。斑鳩町地域防災計画において、町長が避難指示等を行った場合は、災害対策本部の消防部災害活動班である消防団員等が警察の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織などと連携して、避難所への住民の誘導を実施しているところでございます。

次に、避難情報の伝達方法についてです。先ほどのご答弁で申しあげましたとおり、避難情報の伝達方法といたしましては、それぞれの段階においてデジタル防災行政無線システムによる音声放送、防災情報メール、LINE、テレビ・ラジオの報道、広報車による呼びかけ、自治会等への情報提供などを通して、住民の皆さんに避難誘導をまいります。

引き続き、住民の皆さんには平時から緊急安全確保レベル5の発令を待つことなく、避難指示、警戒レベル4までに必ず避難を完了していただくよう、その周知に努めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。氾濫した河川に巻き込まれることがないように、住民の避難誘導には全力で対応できる組織体制の充実をよろしくお願いします。

次に、斑鳩町として、住民の命と財産を守るため、大和川などの氾濫に備えて住民と一緒に水害避難訓練を実施すべきと思いますけれども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 水害避難訓練の実施についてのご質問です。

平時における訓練は大変重要なことでもあります。こうしたことから斑鳩町では、町広報紙による関連記事の掲載や、地区別の防災訓練などを開催し、これら機会を通して日頃の備えや一人ひとりが自分の身は自分で守る自助の意識啓発に努めています。

また、出前講座等を通して、自治会や自主防災組織の皆さんに、自分たちの地域は地域のみんで協力し合って守る共助の意識を高める、また、災害時における避難行動を考える機会としていただいているところでございます。

災害避難訓練の実施についてですが、本町では毎年、地区別の防災訓練を開催しておりますことから、現在、水害避難のみに特化した訓練の実施は予定していないところでございます。

まずは、平時から災害に備えて、住民一人ひとりの皆さんが、普段から災害発生時にはどの道路・経路を利用して、どのように避難すればよいのかを意識し、確認していた

だきたいと考えております。

今後におきましても、この意識を高めるとともに、正確な情報の入手などの避難の心得、家の周囲の安全対策、家庭でできる水害対策などについて、防災訓練とあらゆる機会を通して住民の皆さんに呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。集中豪雨や線状降水帯は奈良県でも例外なくいつ発生するか分かりません。大和川の氾濫による洪水から住民の命を守るためには、大和川下流域の市・町と合同で住民と一緒にあって、豪雨から命を守るタイムラインに沿った水害避難訓練が必要と思います。水害避難訓練の実施を強く要望して、ひとつ目の質問を終わります。

二つ目の質問です。学校等における園児児童・生徒の安全について質問をします。平成13年に大阪教育大学附属池田小学校で不審者が教室に侵入して児童8人が犠牲になり、児童と教員15人が重軽傷を負う痛ましい事件が発生しました。最近でも、令和5年3月には埼玉県戸田市の中学校で不審者が無施錠の正門から校内に入り、教員にナイフで切りつけた事件が発生しております。令和5年7月には宮城県栗原市の小学校で開いていた通用口から軽自動車が入り込んで無差別に児童を襲い、児童4人がはねられた事件が発生しています。令和6年6月には愛知県犬山市の中学校で、校舎内の部屋に不審者が潜んでいたと報道されています。

奈良県でもナポくんメールなどで多くの不審者情報が発信されており不安という声が聞かれます。学校等における不審者への対応は、プライバシーへの配慮をして、防犯カメラや感知センサー、オートロックシステム、警察直通の非常通報装置の設置、校舎内外の定期的な循環などハード面での対応が必要と思います。

斑鳩町の認定こども園や幼稚園、小・中学校での対応状況をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校等における不審者対策のための施設の整備状況に関するご質問でございます。

初めに、町立幼稚園、小学校、中学校についてお答えをさせていただきます。

本町の町立幼稚園また小・中学校では、不審者対策といたしまして登園・登校後は常時門を閉めておりますほか、不審者の侵入防止、万が一、不審者が侵入した際の早期発見や不審者の位置確認、及びその記録を目的として、監視カメラや防犯カメラを設置しております。

また、感知センサーにより、人や物の動作を特定のカメラで確認した際には、職員室や事務室に設置をしております、複数のカメラ映像が確認できるモニター上で、動作を確認した特定のカメラ映像が拡大をされ、音で知らせる仕組みとなっており、教職員や事務職員がすぐに気づき状況を確認できる環境を整えております。

さらに、町立幼稚園と小学校の各教室には赤色灯と連動した警報ベルを設置をしております、近くにいる教職員に救援を要請することができるようになっております。

○議長（中川靖広君） 住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 続きまして、保育所の状況についてお答えさせていただきます。

町立保育所では登園後は常時、出入り口を施錠しておりますほか、従前より出入り口に防犯カメラを設置しております。また、令和6年度には各保育室に見守りカメラを設置しており、複数のカメラ映像が確認できるモニター上で、職員が異変に気づき状況を確認できる環境を整えております。

さらに、町立保育所には警察直通の非常通報装置を設置し、緊急時に備えております。

なお、町立私立保育所及び認定こども園等においても、各施設で防犯カメラや施設の施錠等により不審者侵入の早期発見や防止対策が講じられております。以上です

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。監視カメラ、防犯カメラや感知センサーなどのハード面に併せて、日頃から異変への気づきや状況を確認できる体制をよろしくお願いいたします。

次に、万一の場合に備え、不審者侵入時の危機管理マニュアルの整備、児童・生徒への周知、日頃からの定期的な避難訓練などが必要と思います。斑鳩町の対応についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校等における不審者対応に関するマニュアルの整備状況と、児童・生徒等の不審者に対する教育、また訓練状況に関するご質問でございます。

初めに、町立幼稚園、小学校、中学校についてお答えをさせていただきます。不審者侵入時の危機管理マニュアルにつきましては、学校保健安全法第29条第1項におきまして、「学校においては児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定め、対処要領を策定するものとする」と規定をされております。本町におきましても全て

の町立幼稚園、小中学校でこの対処要領を作成をしております。

また、各幼稚園、小・中学校におきまして教職員間で対処要領を共有いたしますとともに、警察官を招いた不審者対応研修や不審者の侵入を想定した実践訓練を実施をしております。

さらに、児童・生徒等につきましては全ての町立幼稚園、小・中学校で不審者が園内また校内に侵入したことを想定した訓練を年1回以上実施をしており、避難方法や不審者の情報に関する伝達方法の確認、バリケードをはる訓練など、教職員も参加をして訓練を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 続きまして、保育所の状況についてお答えさせていただきます。

町立保育所での不審者侵入時の危機管理マニュアルについては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条において定める安全計画に従い、各園が不審者侵入に備えての危機管理マニュアルを作成をしております。また、職員間での対処方法を共有するとともに定期的に不審者対応研修も実施をしております。

さらに園児については、保育士において不審者が侵入したことを想定した訓練を年3回実施をしており、全園児と職員を対象に子どもたちに状況を分かりやすく説明しながら、疑似体験も含めて訓練を実施をしております。

なお、町内私立保育所及び認定こども園等においても、全ての施設で危機管理マニュアルを作成をしており、不審者が侵入したことを想定した訓練を定期的を実施されています。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。万一に備えた日頃からの訓練や心構え、よろしく願いいたします。

次に、不審者事案が発生した場合、学校から保護者への情報や対応の連絡について、斑鳩町の対応をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 不審者事案が発生した場合の学校等から行う保護者への連絡方法についてのご質問でございます。

初めに、町立幼稚園、小学校及び中学校についてお答えをさせていただきます。

不審者事案が発生した場合の保護者等への情報配信につきましては、奈良県警察が運

用しております「ナポくんメール」や「ナポリス」というアプリの登録に関する呼びかけを保護者等に行いますとともに、幼稚園や学校からもメール配信システムや電話等により連絡を行っているところでございます。

さらに、斑鳩町防災情報メールシステムに登録をし、子ども安全安心メールの配信を希望されている保護者の方には、学校等から共有された情報や町に寄せられた情報を教育委員会からも配信をしているところでございます。

また、令和7年度からは町立幼稚園、小・中学校また教育委員会で共通して使用できるアプリを活用した保護者連絡システム「すぐーる」の導入を予定をしております、アプリのプッシュ通知等を通じまして、保護者の方がより迅速に情報に気づける環境を整えることにより、さらなる不審者事案に関する情報の早期配信に努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 次に、保育所の状況についてお答えさせていただきます。

町立保育所では万一、不審者事案が発生した場合は、保育支援アプリ「コドモン」を通して保護者に連絡することとしております。

保育支援アプリは、登校園をはじめ保育生活の様々な場面で日々活用されていますので、迅速に保護者へ伝達できると考えております。また、町内私立保育所及び認定こども園等においても、保育支援アプリを通して不審者事案に関する情報発信をされています。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。万一の場合に備えまして、学校から保護者への情報や対応について、平時から保護者と共有して迅速に対応できるように、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。三つ目は、斑鳩町地球温暖化対策の推進について質問します。国は2030年度、令和12年度に温室効果ガスを2013年度、平成25年度から46%削減することを目指しています。

地球温暖化対策推進法が制定され、都道府県及び市町村は地球温暖化対策を推進するため、温暖化対策のための実行計画の策定が努力義務とされました。

実行計画は事務事業編と区域施策編があり、斑鳩町は令和4年9月に事務事業編の実行計画が策定されています。斑鳩町地球温暖化対策実行計画事務事業編は、令和5年度から令和12年度までの8年間の実行計画で、2013年度（平成25年度）を基準と

して2030年までに温室効果ガス総排出量を60%以上削減することを目標にされています。国の46%削減より大幅な削減目標で、ゼロ・ウェイスト宣言をしている町として達成していただきたいというふうに思っております。

斑鳩町地球温暖化対策実行計画事務事業編は「年1回、斑鳩町のホームページで、もしくは広報等により公表します」とあります。令和5年度の削減状況についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 東浦環境対策課長。

○環境対策課長（東浦寿也君） 令和4年9月に策定をいたしました斑鳩町地球温暖化対策実行計画事務事業編におきまして、温室効果ガスの排出抑制、地球温暖化対策の推進を図るため、令和12年度までに平成25年度を基準として二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス総排出量を60%以上削減することを目標としております。

この温室効果ガス総排出量の削減に向けた主な取組み内容といたしましては、令和5年度から各公共施設の照明のLED化による機器設備改修等のハード面に加え、職員の率先行動、取組みによるソフト面の取組みを進めているところでございます。

そして、令和5年度の温室効果ガス総排出量削減状況でございます。令和5年度排出量は2,103t-CO₂で、平成25年度基準値の4,354t-CO₂と比較いたしまして51.7%の削減となっているところであり、今後、削減目標である60%を早期に達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。平成25年度比、令和5年度では51.7%削減とすばらしいと思います。早期に削減目標であります60%を達成するよう、引き続き、よろしく願いいたします。

次に、斑鳩町地球温暖化対策実行計画事務事業編の報告では、2020年温室効果ガス総排出量の76.5%が電気の使用量とあります。

斑鳩町は令和5年度に公共施設のLED化を進め、消費電力の削減に努めております。目標達成のためには、公共施設の壁面などへの太陽光パネルの設置など、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの機器導入が必要と思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 東浦環境対策課長。

○環境対策課長（東浦寿也君） 温室効果ガス総排出量を削減するためには、総排出量の多くを占めます電気使用量の削減に取り組んでいくことは必要不可欠であると考えてい

るところであり、さらなる電気使用量の削減策を検討するため、令和5年度に町有施設における効果的・効率的な再生可能エネルギー等の導入により、町の事務事業における温室効果ガスの削減、地球温暖化対策の推進を図るとともに、斑鳩町の率先した取組みにより、事業者や住民の自主的かつ積極的な取組みを促進し、温室効果ガスの削減に資することを目的として、町有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査を実施したところでございます。

本調査結果に基づきまして、今後、太陽光発電設備が設置可能な公共施設の整備を進めていくことを検討しておりますが、整備に関する費用や設備の維持管理費用について財源が必要となりますことから、今後、どの施設から整備を実施していくかを示す年次計画を次年度に作成し、整備に関しての財源の確保についても、国の補助事業の動向を注視しながら慎重に整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。公共施設への太陽光発電設備設置に向けて、令和7年度に年次計画を策定し、令和8年度以降の着実な計画の推進をお願いいたします。

次に、地球温暖化対策推進法で努力義務とされた地球温暖化対策実行計画は、事務事業編のほかに区域施策編があります。区域施策編は町内全体における排出削減対策に関する計画であり、住民、事業者による取組みも含む計画ではありますが、斑鳩町ではまだ策定されておられません。

区域施策編を策定して、住民や事業者を巻き込み一体となって削減して、未来の子どもたちに豊かな自然を残すのが大人の責務と思います。策定に向けて、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 東浦環境対策課長。

○環境対策課長（東浦寿也君） 事務事業編と区域施策編で構成をされます地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画であります。

事務事業編は地方公共団体の施設・事業からの排出、すなわち事業者としての地方公共団体の温室効果ガスの排出量の削減及び吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられているのに対しまして、区域施策編は地方公共団体の区域内の排出、すなわち住民事業者も含む排出削減計画であり、国の地球温暖化対策計画に即し、地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガ

スの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものであり、全ての都道府県指定都市及び中核市に策定が義務づけられておりますが、その他の市町村は努力義務となっているところでございます。

区域施策編の策定につきましては、住民や事業者、行政等が一体となって地球温暖化対策を実施することで、身の回りの環境を暮らしやすいものに保ち、持続可能な町を構築する上で、住民や事業者にとってプラスになるものであると考えており、他の先進自治体の策定内容など調査研究を行いながら、策定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。地球温暖化対策の推進には住民や事業者などのご理解やご協力なくして前に進みません。ゼロ・ウェイスト宣言の町として住民や事業者などと一緒になって、地球温暖化対策実行計画、区域施策編の早期策定のご検討をお願いしたいと思います。

次に、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明された自治体は全国1,718自治体のうち、令和6年6月末現在で62%の1,066自治体が宣言されております。

ゼロ・ウェイスト宣言の町として、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を早期に宣言して、CO₂削減を一層、推進すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 東浦環境対策課長。

○環境対策課長（東浦寿也君） 近年、地球温暖化を起因とする気候変動は世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に関する意識も急速に高まりつつあります。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村はその区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされております。

また、二酸化炭素排出実質ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することであり、都道府県及び市町村におきまして、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆるゼロカーボンシティ宣言を表明された自治体が増えてきているところでございます。

議員がおっしゃるゼロカーボンシティ宣言につきましては、先ほど答弁をさせていただいた区域施策編の策定とも内容的に連動することから、整合を図る必要があること、

また、本町の現状に見合った取組みや、課題の精査が必要なことから、区域施策への調査研究を進める中で並行して検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明は全国の自治体の62%、1,016自治体が宣言されています。

ゼロ・ウェイスト宣言のまちとして二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をして、国や他自治体と連帯・連携して地球温暖化対策の推進することをお願いしまして、三つ目の質問を終わります。

四つ目の質問に移らせてもらいます。四つ目は、奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する連携について質問します。

西和医療センターの移転・再整備について、令和5年12月にJR法隆寺駅南側に候補地が選定されました。当地区は奈良県と斑鳩町が連携したまちづくりを進めていく区域に含まれており、平成30年に奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する包括協定が締結されています。

また、新病院の整備について令和6年2月には奈良県と奈良県立病院機構と斑鳩町の三者で、新西和医療センターの整備推進に関する協定も締結されたことが発表されています。今後、JR法隆寺駅南側周辺の整備を含めた斑鳩町のまちづくりが早期に進むことを期待していますが、新西和医療センターの整備をはじめどのような事業を予定されているのか、また事業の現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県と斑鳩町とのまちづくり連携に関する事項についてのご質問でございます。

現在、奈良県とのまちづくりに関する基本計画の策定を目指し、JR法隆寺駅南側のまちづくり及びJR法隆寺駅から法隆寺までの各拠点の整備について、より具体的な内容の検討に取り組んでいるところでございます。

JR法隆寺駅南側が新西和医療センターの移転候補地となりましたことから、その整備におきましても、県とのまちづくり連携の基本構想に加えて、県と町双方の事業に相乗効果を発揮するべく連携していきたいと考えております。

現在、取り組んでいる事業とその進捗状況についてでございますが、まず、JR法隆寺駅南側のまちづくりについてでございます。

事業地の有効活用を検討するに当たり、発案段階において民間事業者から広く意見や

提案を求め、対話を通じて事業地の市場性や活用のアイデアを把握するサウンディング調査を8月23日から実施しており、その調査結果も参考にして、今年度末を目途に基本計画の策定を行いたいと考えております。今後、民間事業者に町の基本的な考え方について理解促進を図り、本事業への参画の可能性や条件を確認し、事業者の公募に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、新西和医療センターに関する整備では、建設計画の立案に当たり地方独立行政法人奈良県立病院機構により現地測量作業が進められているところでございます。

次に、法隆寺周辺のまちづくりに関する事業といたしまして、法隆寺門前の松並木両側の道路である県道法隆寺線のバリアフリーの整備がでございます。県道法隆寺線のバリアフリー化に伴いまして、法隆寺門前のにぎわいや活性化に資する整備を県と連携し進めてまいりたいと考えております。

また、これらの事業以外にも法隆寺周辺とJR法隆寺駅周辺、その間をつなぐアクセス等を含め、多様な事業について奈良県と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。昨日、同僚議員からも質問がありましたが、西和医療センターの移転、JR法隆寺駅南側の整備、法隆寺周辺とJR法隆寺駅周辺のまちづくり、その間をつなぐアクセス道路など一気に進められています。次世代を担う子どもたちにすばらしい斑鳩町を残す大きな事業でありますので、大変期待しております。

次に、先日、小林県会議員と山下県知事の県政報告会に参加させていただき傍聴させていただきました。県とのまちづくり連携協定により進められているJR法隆寺駅南側地区や法隆寺門前地区のまちづくり、そして新西和医療センターの整備について話題が取り上げられておりましたが、その報告会では、主催者側から「法隆寺門前線の観光に資する整備について、県へのアイデア提案を町に依頼したにもかかわらず、1年間放置されていた」との発言や「担当課に話しても、担当課長に話しても、副町長にも話したが動かず、強引に担当部長を県マネジメント部長まで連れていった」などの発言がありました。

また、新西和医療センターの話題では、主催者から「西和医療センターへのアクセス道路の整備は町は何もしない。町は県が整備するべきと回答」との発言がありました。

各事業について、町は何もしないとなれば、まちづくり、西和医療センターの開院が

遅れることにもなりかねないと危惧しております。これらの発言について、事実確認と町の見解をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 県政報告会における発言についての事実確認と見解についてのご質問でございます。町におきましては、その場に同席しておらず発言内容の事前確認もありませんことから、発言の趣旨や内容については一切把握いたしておりません。

その上で、町が進めている各事業の経緯と事実関係を説明させていただきます。

まず、法隆寺門前の事業では、平成30年に策定いたしました斑鳩町バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画にのっとり、法隆寺門前の県道法隆寺線において舗装の段差の改良、点字ブロックの設置などを令和7年度までに整備する計画で、令和5年1月に道路管理者である奈良県の郡山土木事務所と初回協議を行い、その後、回数を重ねて整備方針の地元説明を予定いたしておりました。

そうした中、令和5年第3回定例会におきまして、「バリアフリーだけでなく観光地として整備に合わせて協議してはどうか」との一般質問での提案を受けたため、バリアフリー整備に合わせて修景・景観に配慮した道路整備を奈良県に要望いたしましたところ、奈良県から「通常のバリアフリー整備事業に加えて、修景・景観の配慮として点字ブロック設置以外の歩道部分を全体的に路面整備することや、道路中央部の雑草が繁茂しております生け垣部分も改善整備を行う」との回答をいただいております。

また、小林県議会議員との協議につきましては、ご本人から直接、昨年、令和5年4月20日にバリアフリーの町担当者に対し、観光面の整備についてご意見や提案をいただき、その後に町から県の郡山土木事務所の担当者に対し情報提供を行っております。

本年、令和6年5月に小林県議会議員から直接の面談要請があり、町都市建設部長の私に対し、「法隆寺門前の観光で具体的な提案を町から県に行えば、県のバリアフリーの整備に合わせて県で実施可能である」とのご意見をいただきました。小林県議会議員と町と直接、協議を行ったのはこの2回であり、副町長や担当課長と協議をされた事実はありません。

その後、6月3日に県土マネジメント部長と協議をさせていただき、県土マネジメント部長からは、「まずは町が地元をまとめてまちづくりに関する提案を考えてほしい」とのご意見をいただいております。

報告会で主催者側からは、「法隆寺門前の観光に資する整備について、県へのアイデ

ア提案を町に依頼したにもかかわらず1年程度放置していた」とのことではありますが、以上のとおり奈良県と都度、相談をしており、放置いたしておりません。

次に、新西和医療センターへのアクセス道路計画についてでございます。

昨年12月に移転候補地となり、本年2月26日の整備推進に関する協定締結から現在まで、県の病院マネジメント課と奈良県立病院機構と町の三者で担当者会議を随時、開催し進めているところでございます。

県道から病院へのアクセス道路につきましては、JR法隆寺駅や新西和医療センター、町のまちづくりエリアの基盤施設にもなりますことから、三者がそれぞれの役割と多様な観点から意見を述べ慎重に協議を行っているところであり、町側から、「町は何もしない。県が整備すべき」などといった発言をした事実はありません。また、県の病院マネジメント課長にも、このような事実がなかったことを確認いたしております。

町といたしましては、いずれの事業につきましても県と町が良好な関係で協力・連携しながら推進していくことが大切であると考えていると同時に、規模の大きな事業でございますので、協議においては町の意見も十分に伝え、町内部での調整も慎重かつ着実に進めながら建設的に進めていくことが重要であると認識いたしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。奈良県としっかりと協議をしていただきまして、一步一步前に進めていきますようによろしく願いいたします。

次に、JR法隆寺駅南側地区のまちづくりや新西和医療センターの整備、法隆寺門前地区のまちづくりは、いずれも今後の斑鳩町にとって重要な案件であります。住民にとってもとても関心の高い事業だと思いますので、計画立案や協議段階において、奈良県と良好な関係を保ちながら進めていただきたいというふうに感じております。

それでは、今後の事業のそれぞれの現時点でのスケジュールについてお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） JR法隆寺駅南側のまちづくり及び法隆寺門前のバリアフリー整備における今後の事業スケジュールについてのご質問でございます。

まず、JR法隆寺駅南側のまちづくりにつきましては、先ほどの進捗状況で答弁いたしましたとおり、現在サウンディング調査を終えて基本計画の策定に向けて進めている段階であり、その後、事業者の公募に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

今後、新西和医療センターの整備とも連携し、地元や関係団体など多方面からご意見

をいただきながら、JR法隆寺駅南側周辺のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。なお、進捗がございましたら、担当常任委員会で必要に応じて報告させていただきたいと考えております。

次に、新西和医療センターの整備についてでございます。令和13年の開院に向けて、現在、県病院マネジメント課により整備基本計画の策定が進められており、詳細なスケジュールにつきましては公表されておりましたが、今後、県の都市計画審議会や町の都市計画の変更、開発行為、建築確認申請など多くの事務作業が進められることになると考えております。町といたしましても、各事務においての課題に対し、県と連携し課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、法隆寺周辺のまちづくりについてでございます。現在、町のアイデアを取りまとめ、県の郡山土木事務所と協議を行っておりますが、県の事業採択については、地元の見解を取りまとめコンセンサスや賛同を得られるのかなどが課題となりますので、県協議と並行して地元協議を進める必要があると考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。事業の計画・設計等については県と斑鳩町のみで決めるのではなく、広く住民の意見を聞きながら住民の意向を反映しながらまちづくりを進めていただきますように要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

9日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時12分 散会）